

定 款

株式会社 大 庄

昭和 46 年 11 月 2 日設立
平成元年 9 月 1 日改訂
平成 3 年 11 月 27 日改訂
平成 4 年 11 月 26 日改訂
平成 5 年 11 月 26 日改訂
平成 6 年 11 月 29 日改訂
平成 7 年 11 月 29 日改訂
平成 8 年 11 月 27 日改訂
平成 9 年 11 月 26 日改訂
平成 11 年 11 月 26 日改訂
平成 12 年 11 月 22 日改訂
平成 13 年 11 月 21 日改訂
平成 14 年 11 月 26 日改訂
平成 15 年 11 月 26 日改訂
平成 16 年 11 月 25 日改訂
平成 17 年 11 月 25 日改訂
平成 18 年 11 月 22 日改訂
平成 21 年 11 月 25 日改訂
平成 24 年 11 月 27 日改訂
平成 26 年 11 月 27 日改訂
平成 30 年 11 月 27 日改訂
令和 3 年 11 月 26 日改訂
令和 4 年 11 月 25 日改訂

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は商号を、株式会社大庄と称し、英文ではDAISYO CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 飲食店の経営
2. 食料品及び清涼飲料水の製造及び加工販売
3. 生鮮食料品、調味料、日用品雑貨資材・事務用品等の卸売・販売
4. 経営、労務、経理等の事務代行業
5. フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店募集および指導業務
6. 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介
7. 病院の経営
8. 薬局の経営及び医薬品の販売
9. 貨物自動車運送事業
10. 第一種貨物利用運送事業
11. タバコの販売
12. POSシステム等の機器・ソフトウェア、電気音響機械器具、事務用機器、広告用看板、放送信用機器、美術品、室内装飾品並びに無体財産の販売、リース、賃貸借および管理
13. ドライブインの経営
14. 映像および音声のコンテンツおよび媒体等の貸与・販売
15. 旅行代理店業
16. ケータリング（調理済食品の販売および集団給食等）に関する事業
17. 酒類の輸入および卸売・販売
18. ホテルおよび旅館の経営
19. ケーキ・パン・菓子類の製造および販売
20. 飲食店の店舗開発および運営並びにそれらに関する企画、設計、施工および管理
21. 建材および家具の輸入、製造および販売
22. 酒類の仕入および販売
23. 給食事業および配食サービス事業
24. 労働者の派遣、紹介および斡旋に関する事業
25. 倉庫業および倉庫の賃貸
26. 飲食店に対する事業戦略コンサルティングおよびマーケティングコンサルティング業務
27. 飲食店に対する商品開発、営業戦略立案および営業代行業務
28. 人材育成のための教育事業、研修およびそれらのコンサルティング
29. 衛生管理・害虫防除・防鼠等のコンサルティング・指導・支援、衛生検査の代行
30. 廚房設備器具類および什器備品の企画および開発

- 3 1. 住宅設備機器、店舗設備、厨房機器、什器備品およびそれらの使用権の売買、賃貸借、管理および斡旋
- 3 2. パーティー・会合・イベント等のコンサルティング・企画・支援・代行
- 3 3. 物流施設における設備の貸与、およびこれに付随するサービスの提供
- 3 4. 物流に関するコンサルティング
- 3 5. 倉庫内の物品の在庫管理、仕分け、梱包、解梱、備付け、荷札掛作業および発送業務の請負業
- 3 6. 製造、物流、軽作業に関する請負業務
- 3 7. スタジオ施設および会議室の貸与、運営企画、およびこれに付随するサービス提供
- 3 8. インターネット、その他の通信を利用した通信販売業
- 3 9. スーパーマーケット、およびコンビニエンスストアの経営
- 4 0. 古物の売買
- 4 1. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない理由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 4,000 万株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式を有する株主の権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は毎年11月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年8月31日とする。

(株主総会の決議)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主または法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

2. 前項の場合には株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票を行わない。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数でこれを行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名ならびに取締役社長1名、取締役副社長、取締役相談役、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を定めることができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役会の員数)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度および決算期)

第43条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当の基準日)

第44条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年8月31日とする。

(中間配当の基準日)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの配当金には利息はつけないものとする。

附則

1. 会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第19条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
2. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。